

静岡市健康長寿政策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、「健康長寿のまち」の実現に資する政策（以下「健康長寿政策」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、静岡市健康長寿政策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康長寿政策の推進に係る諸施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 健康長寿政策の推進に係る関係局部及び関係機関の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康長寿政策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長4人を置く。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長、教育長及び公営企業管理者の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、推進会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 第2条に規定する所掌事務について調査研究し、関係各課の連絡調整を行うため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、健康長寿統括監、保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、保健所長、福祉事務所長及び別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長6人を置く。
- 4 幹事長は健康長寿統括監を、副幹事長は保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、保健所長及び福祉事務所長の職にある者をもって充てる。

- 5 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事会の会議の議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名する順序により、その職務を代理する。
- 7 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と読み替えるものとする。

(担当者会議)

第7条 幹事会が調査研究等を行うに当たり、必要な意見及び資料の収集、整理、提供その他の作業を行うため、幹事会に担当者会議を置く。

- 2 担当者会議は、幹事会を組織する者がその所属する職員のうちから指名する者をもって組織する。

(職員への協力要請)

第8条 推進会議は、必要に応じ、職員に対して、健康長寿政策の推進に関する意見又は資料の提出を求めるものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(静岡市健康福祉政策推進委員会設置要綱の廃止)

- 2 静岡市健康福祉政策推進委員会設置要綱（平成28年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策官
総務局長
危機管理統括監
企画局長
公共資産統括監
財政局長
市民局長
葵区長
駿河区長
清水区長
観光交流文化局長
環境局長
保健福祉長寿局長
健康長寿統括監
子ども未来局長
経済局長
海洋文化都市統括監
都市局長
建設局長
消防局長
上下水道局長
教育局長
教育統括監

別表第2（第6条関係）

総務局総務課長
総務局政策法務課長
総務局人事課長
総務局広報課長
総務局危機管理総室危機管理課長

企画局企画課長
財政局財政部財政課長
市民局市民自治推進課長
市民局男女参画・多文化共生課長
市民局生涯学習推進課長
葵区役所地域総務課長
葵区役所健康支援課長
葵区役所葵福祉事務所高齢介護課長
駿河区役所地域総務課長
駿河区役所健康支援課長
駿河区役所駿河福祉事務所高齢介護課長
清水区役所地域総務課長
清水区役所健康支援課長
清水区役所清水福祉事務所高齢介護課長
観光交流文化局スポーツ振興課長
観光交流文化局スポーツ交流課長
環境局環境創造課長
保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部次長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部健康づくり推進課長
保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課長
保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課長
保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長
保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課長
保健福祉長寿局健康福祉部地域リハビリテーション推進センター所長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部こころの健康センター事務長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所保健予防課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所生活衛生課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課長

保健福祉長寿局清水病院病院総務課長
子ども未来局子ども未来課長
子ども未来局青少年育成課長
子ども未来局幼保支援課長
子ども未来局こども園課長
子ども未来局子ども家庭課長
子ども未来局児童相談所長
経済局商工部商業労政課長
都市局都市計画部都市計画課長
都市局都市計画部交通政策課長
都市局建築部建築総務課長
都市局建築部住宅政策課長
建設局道路部道路保全課長
消防局消防部消防総務課長
消防局警防部救急課長
上下水道局水道部水道総務課長
教育委員会事務局教育局教育総務課長
教育委員会事務局教育局学校教育課長